鶴岡市農業委員会第11回東部農地部会議事録		
日 時場 所	令和3年 10月15日(金) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室	
出席農業委員	1番 石井 光明2番 渡部 長和3番 小林 義一4番 佐藤 みほ5番 工藤 久子6番 大沼 恒司7番 髙橋 好博8番 金野 匡良9番 新舘 登10番 佐久間 豊	
出席推進委員	1番 森 秀弘 2番 石川 守 3番 齋藤 功   4番 井上佳奈子 5番 碓氷 伸 6番 齋藤 力   7番 髙橋 聡 8番 丸山 伸一 9番 髙橋 文雄   10番 前田 浩 11番 佐々木貢昌 12番 鈴木 聡   13番 伊藤由紀子 14番 亀井 龍夫 15番 清野 吉喜	
遅参委員	なし	
早退委員	なし	
欠席委員	なし	
事務局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室調整主任 匹田 久雄 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子	
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会	
	開 会 午前 9:30	
議長	本日、欠席届は出ていません。遅参、早退もありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第11回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業 委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと 思いますがご異議ござませんか。	
	(異議なしの声あり)	

議		長	異議ないものと認め、4番 佐藤 みほ委員、5番 工藤 久子委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
			(異議なしの声あり)
議		長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
			報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
			(説 明)≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
事	務	局	(説 明)≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
			(説 明)≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
議		長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いい たします。
			(発言者なし)
議		長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地の競売(公売)対する買受適格証明願について、事務局の説明を求めます。
事	務	局	(説 明)≪議案第1号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明願について≫
議		長	3条案件ですので、担当委員より現地調査の報告をお願います。 6番 齋藤 力 推進委員
	6 番 進 委		6番推進委員 齋藤です。申請人の■■■■さんは、内容の通り大規模経営者で、今年から後継者も就農したということでありますし、農地法の第3条に照らし合わせても、許可要件のすべてを満たしている方だと確認しております。以上です。
議		長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いい たします。
			( 発言者なし )
議		長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
			( 全員賛成 )
議		長	全員賛成により、議案第1号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明願については原案通り決しました。続きまして、議案第2号 一体利用農地等の指定申出について、事務局の説明を求めます。

事務	局	(説 明)≪議案第2号 一体利用農地等の指定申出について≫
<b>ず</b> 4カ	/HJ	
議	長	では一体利用農地の現地調査の報告をお願いします。 1番 石井 光明委員
1 番 委	員	農業委員1番 石井です。10月7日15時から私と大沼委員、事務局の3名で確認をして参りました。この場所は私の地元の近所でありまして、以前から空き家となっております。しかしながら、ただ空き家となっているわけではなく、身内の方が適切に農地も含め管理をしておりまして、きれいな状態でした。農地の状況につきましては、議案書に書いてあるとおり、高台にあり他の人が簡単には入っていけない畑であります。出入口もこの宅地を通らなければいけない状況でしたし、他の農家が使うのも困難な状況かと判断して参りました。以上です。
議	長	それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いします。 7番 髙橋 聡推進委員
7 番 推 進 委	員	7番推進委員 髙橋です。空き家とありますけども、この所有者は■■さんでいい のでしょうか。
事務	局	所有者は議案書に書いてあるとおり、■■■■さんになります。この庄内町の方が家を管理しており、酒田に在住している■■さんがここを買いたいということです。 委員の報告のとおり、この人しか使えないだろうということで申請が出されました。
7 番推進委	員	わかりましたけども、宅地を買うのが先なような気がするのですが、農地が先でも いいのでしょうか。
事務	局	宅地を買いたくて契約したいのですが、一体利用ですので、農地の許可がないと買 えないということで一緒に買う予定です。
7 番推進委	員	わかりました。
議	長	他にございませんか。
		( 発言者なし )
議	長	ないようですので質疑を終結して採決を行います。議案第2号 一体利用農地等の指定申出について、賛成委員の挙手を求めます。
		( 全員賛成 )
議	長	全員賛成により議案第2号 一体利用農地等の指定申出については原案通り決しました。続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務	局	(説 明)≪議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議	長	ありがとうございます。5条案件ですので現地調査の報告をお願いします。 6番 齋藤 力 推進委員
6 番推進委	員	6番推進委員 齋藤です。10月7日に新舘委員と私と事務局2名で現地を調査して参りましたが、さくらんぼと銀杏が植えてあり、大変よく管理された立派な畑でありました。受け人につきましても、農地法第3条2項各項には該当せず、許可要件のすべてを満たしている人でありますので、妥当かと思われます。以上です。

	ありがとうございます。
議長	11 番佐々木   貢昌   推進委員
11 番 推進委員	推進委員 11 番 佐々木です。櫛引の案件につきまして、10 月 11 日午後 5 時より、 佐久間委員とわたし、事務局 1 名で確認いたしました。櫛 16 について、所有者の実 家である丸岡の農地なのですが、両親が死亡した後に耕作する方がいませんで、今ま でも管理していた親戚である■■■さんに無償譲渡するというものです。■■■さん は朝日地区に農地がありまして、朝日に住んでいる父親と共に耕作しております。 続いて、櫛 17 ですが、もともとの経営移譲相手である■さんの奥さんが亡くなり、 引き続き経営移譲年金を受給するために孫である■■さんに使用貸借設定をするも のであります。現在も家族できちんと耕作しております。 以上 2 件すべて、農地法第 3 条第 2 項各項には該当していないことを報告いたしま す。
議長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいた します。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農地法第3条の規 定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	全員賛成により議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について原案通り 決しました。続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)≪議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議長	ありがとうございます。これは 5 条案件でありますので、現地の調査について担当 の委員の報告をお願いいたします。 6番 齋藤 力 推進委員
6 番 推進委員	6 番推進委員 齋藤です。申請地はエルサンワイナリー松ケ岡の醸造施設に隣接している場所で、エルサンワイナリー側から水路をまたぐ感じで、通路を越えた隣の敷地にコンクリート基礎の上にビニール材で建てられた農業用施設でした。農業用施設の建っている敷地の地目は畑になっていますが、現状は隣の住宅の宅地の一部で、そこに転用することは何ら問題がないと見てきましたので、報告いたします。
事務局	事務局の方から、補足させていただきます。エルサンワイナリー松ケ岡の担当の方が、隣の畑にビニールづくりの農具などの保管小屋を建てたが、報告として何か必要だろうかという主旨で羽黒分室へ相談に見られました。担当の方は、ビニールハウスで面積も小さいことに加えて、農地の上に農業用施設を建てるのは転用許可には当たらないものと思い込み、農業委員会にも相談しないで着工してしまったとのことでした。聞き取りの中から、ビニールハウスの基礎をコンクリートで施工していること、面積が2a未満で小さいといっても、他人の農地の上に農業用施設を建てることは、転用の申請が必要ではないかと思いまして、本所に確認したところ、今回事後になっても5条申請を提出してくださいということになりまして、申請書を提出してもらったものです。なお、エルサンワイナリー松ケ岡から、本来は事前に必要な申請書の提出が事後になってしまったことを謝罪する文書が農業委員会宛に提出されています。以上、補足して報告いたします。

事	務局	(説 明) ≪農用地利用集積計画(案)の決定について≫
議	長	(全員賛成) 全員賛成により議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。続きまして議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
議	長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
		( 発言者なし )
議	長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いしま す。
事	務局	朝日分室、若生です。この件について、私から補足説明をさせていただきます。今回既に基礎ができていたということでしたけども、転用申請に至った経緯ですが、下水道課から、浄化槽設置届出書が提出された際に浄化槽の土地の地目を確認したところ、農地だったため、朝日分室に連絡が来たことが発端です。建設を請け負っている住宅メーカーに問い合わせたところ、市の建築課に工事届は提出していたが、農業委員会に提出する農地転用許可申請の手続きを見落としてしまったということでした。その土地が農地だったという認識はあったとのことでした。住宅メーカーでは深く反省し、今後このようなことがないよう全社員に徹底する旨の文書の提出を受けています。昨日10月14日に、住宅メーカーの担当者に農業委員会に来ていただいて、会長と事務局4名で再度状況を確認しております。まるきりの初歩的なミスでシステムの農地の入力漏れ、各担当の連携がとれていなかったために、このような事態になってしまったということでした。会長からも、農地に事前着工した場合は現状復旧した例などもあると厳しく伝えていただきました。以上です。
	15 番 進 委 員	15 番推進委員 清野です。朝日 4 の案件ですけども、10 月 4 日私と亀井委員、事務局若生さんと 3 人で現地確認を行って来ました。申請された農地は、既に住宅の基礎の部分まで完成していました。申請人の■■■さんは道路反対側の山の方に住宅があるのですが、非常に木が大きくなって危ないので、住宅を建築しようとメーカーへ一括委託したそうです。事前着工について、細かい所は事務局より説明をお願いしたいと思います。
事	務局	ありがとうございます。 15 番 清野 吉喜委員
9	番 委 員	9番 新舘です。私も一応調査行きましたので。本案件はエルサンワイナリー松ケ岡の思い込みで、事前に農業委員会に相談しないでしまったという案件です。結果的に事後申告ということになりましたが、エルサンワイナリー松ケ岡も反省しておりまして、先ほどの説明のように、始末書も提出されております。事前に通常の申請をしていれば、何ら問題なく通るような内容でしたので、羽黒地区の委員定例会でも現状回復を命令するというようなことはせず、やむを得ないものと考えましたので報告したいと思います。ちなみに申請地左側に立派なエルサンワイナリーの、名前はちょっと忘れましたが、店がありますのでもし気になる方がおりましたら、そちらに食事に行って確認するのもよいかと思います。以上です。
議	長	ありがとうございます。 9番 新舘 登委員

議		長	ありがとうございます。なお、本案件は今月 13 日に開催された農用地利用調整会 議で審議済みであることを申し添えます。 それでは審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いします。
			( 発言者なし )
議		長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第5号 農用地利用集積計 画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
			( 全員賛成 )
議		長	全員賛成により、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。 本日の議案は全て終了しました。次に農業者年金の裁定請求について事務局の説明をお願いします。
事	務	局	(説 明)≪農業者年金の裁定請求について≫
議		長	ありがとうございます。報告事項でありますが、質問のある方は挙手を願います。
			( 発言者なし )
議		長	ないようですので、これを持ちまして第 11 回東部農地部会を終了いたします。
			閉 会 午前10:10
			議 長 <u>佐久間 豊</u> 議 事 録 署名委員 <u>佐藤 みほ</u> 議 事 録 署名委員 <u>工藤 久子</u>